

令和6年第1回

## 月形町教育委員会会議録

令和6年2月22日

月形町教育委員会

## 令和6年第1回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和6年2月22日（木） 午後3時30分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古 谷 秀 樹  
委 員 岸 上 希 央  
委 員 目 黒 隆 紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 五十嵐 克 成  
主 幹 上 葛 隆 治  
主 幹 野 本 和 宏  
学務係長 加 藤 亮  
社会教育係長 今 井 学  
学務係主査 亀 山 千 章
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件  
議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）教育関係予算について  
議案第2号 令和6年度月形町教育行政執行方針について  
議案第3号 令和6年度月形町一般会計予算（教育関係）について  
議案第4号 月形町義務教育学校基本設計（案）について  
議案第5号 月形町教育委員会教育長の営利企業等への従事について  
報告第1号 臨時代理の報告について（月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について）  
報告第2号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）教育関係予算について  
報告第3号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年12月分・令和6年1月分・2月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和6年第1回月形町教育委員会議案会議録・説明  
(令和6年2月22日)

○ 古谷教育長

寒暖差が激しく体調管理が大変なときです。

本日付で校長内示があり、お二人はこれまで校長として任に当られお疲れ様でした。後任の校長については、良い方が来てくれるようですが大変期待をしているところです。義務教育学校の設置に尽力してほしいと考えています。

教頭以下の人事につきましては、次回の教育委員会でお知らせすることとなります。

本日は、月形高校のまとめ発表があり、1年生については月形町の歴史・福祉施設や北大への見学、2年生は農業体験・道の駅開設に向けての試作品づくり・就学旅行、3年生は海外研修などよくまとまった発表でした。3年生9人の進路が決まりました。大学進学が2人、専門学校が3人、その他就職です。

それでは令和6年第1回月形町教育委員会議を開催します。

(午後3時30分開会)

○ 古谷教育長 教育行政報告を説明願います。

○ 五十嵐教育次長 1ページをお開きください。昨年11月20日から本日までの教育行政報告をご説明します。

11月25日PTA連合会研修大会が教育委員3名の参加で開催。12月2日は小学校のブラスアンサンブル定期発表。5日から6日に第4回町議会定例会が開催されました。14日これまでコロナ禍により開催できませんでした仲間づくり「子ども会議」を開催し、翌15日委員3名の参加をいただき教育委員学校訪問を実施しました。21日は3委員の出席をいただき、令和5年度教育委員会表彰式を開催し2名を表彰しました。1月6日も3委員の出席により二十歳を祝う会を開催しました。なごやかに良い祝う会となりました。12日は新年交礼会が開催され、3委員の参加をいただいたところです。2月4日には第44回行政区対抗ミニバレーボール大会が開催され、女子は昨年度同様3チームの参加でしたが、男子は7チームの参加となりました。

説明は以上です。

○ 古谷教育長 ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

○ **古谷教育長** 議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）教育関係予算についてを議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）教育関係予算についてをご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第1号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）教育関係予算について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成13年月形町教育委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、令和5年度月形町一般会計補正予算（第9号）のうち教育関係予算について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

本件については、3月5日からの本年第1回町議会定例会に提案します補正予算です。補正予算書は別冊となります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

30ページをお開きください。歳出10款教育費についてご説明します。

10款、1項、2目事務局費につきましては、31ページ説明欄のとおりです。

3目教育振興費 ◎学校教育振興事業の会計年度任用職員の報酬等の減は、小学校の時間講師の勤務時間数の減によるものです。ことばの教室は、小中1名の予算でしたが、小学生1名増によるものです。登校支援室指導業務委託料の増につきましては、岩見沢市の登校支援室みらいわ通う委託料で、月形中学校から3名の生徒が通っていたことによるものです。しかし、現在は1名の通所となっております。

就学援助事業の扶助費で要保護・準要保護就学援助費の減は、準要保護世帯ですが、当初の予定人数より実績が減となったことによるもので、特別支援教育就学奨励費は実績がなく、全額減となっております。

33ページをお開きください。◎高校教育振興事業は、交付金で月形高校への支援 人づくり振興事業の減につきましては、入学者数の減により通学助成事業・入学奨励事業の減が主な要因です。なお、海外派遣事業につきましては、5人が派遣済みで1名が3月派遣予定です。

◎義務教育学校整備事業は、委託料の義務教育学校基本設計業務の執行残によるものです。

2項1目小学校の学校管理費及び2目中学校の管理経費につきましては、33ページ説明欄のとおりです。

32ページ 4項1目社会教育総務費 ◎社会教育推進事業では、会計年度任用職員報

酬等の減については、本年度社会教育指導員の採用が叶わなかったことによるものです。芸術鑑賞会開催業務の内 中高生向けの鑑賞会が文化庁の補助事業となり、全額国費の770千円減となりました。32ページ特定財源内訳の一番下の市町村等公演補助事業補助金266千円につきましては、一般の芸術鑑賞会への助成として、北海道教職員互助会から補助を受けものです。補助金の各文化団体等全国全道大会参加の増につきましては、小学生児童1名によるピアノのコンクール出場によるものです。

◎少年教育事業ですが、35ページに渡ります。 補助金 青少年健全育成事業につきましては、減となっておりますが、中学校在籍時に英検準2級以上合格者の内3名の高校生が海外派遣事業で短期留学をしています。

34ページ2目社会教育施設費 ◎陶芸教室管理経費につきましては、陶芸教室を専用的に使用していた陶芸サークルの権会が解散をしました。陶芸の備品も残っており、当面は施設を最低限管理をしていく予定ですが、こうした状況もあり、修繕料の減につきましては、屋根の塗装を職員の自前により実施したことによるものです。◎博物館管理経費ですが、会計年度任用職員の報酬等の減につきましては、博物館解説員が3名採用予定のところ2名しか採用できていないことによるものです。

5項2目体育施設費 ◎体育施設管理経費 37ページに渡ります。燃料費・光熱水費の増につきましては、総合体育館の利用が昨年の3割増によるものです。

36ページ3目学校給食費 ◎学校給食経費 会計年度任用職員の報酬、社会保険料等の減は、職員の時間外の減によるものです

つづいて 歳入となります。

12ページ 13款1項6目 教育使用料 2節社会教育使用料 3節保健体育使用料は、博物館入館料の入館者 総合体育館・温水プール使用料の利用者増によるものです。

14ページ 14款2項4目教育費国庫補助金 1節教育総務費補助金につきましては、就学援助費補助金は、歳出でご説明しましたとおり、特別支援教育就学奨励費の対象者がいなくなったことに伴います特別支援教育就学奨励費補助金の減によるものです。

16ページ 15款2項7目教育費道補助金の増につきましては、スクールバスへの置き去り防止装置設置によります「子供の安心・安全対策緊急支援事業費補助金」が交付されたことによります。

18ページ 16款1項1目財産貸付収入 教員住宅貸付収入の増は、小学校時間講師の短期の住宅利用に伴うものです。

20ページ 18款1項3目青少年健全育成基金繰入金の減につきましては、歳出で説明させていただいたとおりです。

22ページ 19款1項1目繰越金は、令和4年度からの繰越金全額を予算化するもので各事業の財源となります。

24ページ 20款5項4目給食事業収入 1節学校給食費の減につきましては、現年

度分の食数の減と滞納繰越分の減によるものです。ご承知のとおり、学校給食費につきましては、昨年6月第2回定例会補正予算第2号で無償化が可決されたところです。その財源の変遷につきましては、報告第2号 令和5年度補正予算第8号でご説明させていただきます。

5目雑入は、25ページ説明欄の下から3番目市町村等公演補助事業補助金は、歳出で説明のとおりです。

26ページ21款1項6目教育債 1節教育総務債 2節社会教育債の増につきましては、博物館LED器具改修事業を起債対象事業としたことによるものです。

6ページ 第3表債務負担行為補正では、長期契約をしている小学校、中学校管理業務にかかるものです。

7ページ 第4表地方債補正につきましては、先ほど歳入町債で説明しましたとおり博物館LED器具改修事業を追加したものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第1号は本案のとおり可決されました。つづきまして、議案第2号 令和6年度月形町教育行政執行方針についてを議題といたします。

議案第2号 令和6年度月形町教育行政執行方針についてをご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

議案第2号 令和6年度月形町教育行政執行方針について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則(平成13年月形町教育委員会規則第4号)第2条第9号の規定により、令和6年度月形町月形町教育行政執行方針について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

令和6年度月形町教育行政執行方針は事前に配付しておりますので、目を通していただいていると思いますので、説明は省略します。何かございましたら、ご連絡をいただきました

いと存じます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第2号は本案のとおり可決されました。つづきまして、議案第3号 令和6年度月形町一般会計予算(教育関係)についてを議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

○ 五十嵐教育次長 議案第3号 令和6年度月形町一般会計予算(教育関係)についてをご説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

議案第3号 令和6年度月形町一般会計予算(教育関係)について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、令和6年度月形町一般会計予算のうち教育関係予算について、教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

別冊の予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算によります。

48ページをお開きください。歳出となります。2款1項8目財産管理費 51ページとなります。◎教職員住宅管理経費は、教職員住宅8戸入居、1戸空家計9戸の管理経費です。

60ページをお開きください。歳出です。10款1項1目教育委員会費、2目事務局費は説明欄のとおりです。

3目教育振興費 ◎外国語指導助手活動事業会計年度任用職員であるALTにかかる経費ですが、引き続き本年8月から1年間、計3年間本町で教壇に立ってくれることとな

りましたこととお知らせします。報酬改定に伴い8月から報酬が増額し、伴う社会保険料等が増となります。

◎学校教育振興事業 会計年度任用職員の経費は、町費の小中の時間講師、特別教育支援員によるものです。令和5年度は計7名であったものを令和6年度8名としたことにより増額となりました。小学校は授業支援を行う時間講師は変わらず3名、英語講師の時間講師も1名で変更無し、特別教育支援員は新1年生に特別支援の児童が入学することにより1名増員の2名としました。中学校は昨年度2名中1名は特別教育支援員としていましたが、現状にあわせ、時間講師2名の配置としました。なお、令和5年度会計年度任用職員に期末手当が支給されるようになりましたが、令和6年度からは、勤勉手当も支給されることとなり大きく増額となっております。

63ページ ことばの教室実施業務につきましては、補正予算でも説明しましたとおり、小学児童が1名増となりました。登校支援室指導業務委託料につきましては、令和5年度は当初予算を計上しておらず、補正予算で対応したところです。令和6年度の当初予算は3名で計上しましたが、現在1名の通所のため、このまま行くと執行は抑えられる状況です。

負担金の中程 北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会は、令和7年度改訂の中学校教科書が改定となることから増となります。その下の交付金 中体連各種大会参加については、プラスバンドの新規大会があり、バス代の高騰等により5万円の増の300千円としました。

65ページ ◎高校教育振興事業交付金の人づくり振興事業は、新入学生が増える状況から通学助成が増、地域みらい留学の参画費用880千円により生徒募集広報が増、また、新規事業として月形高校生が町内の事業所に就職した場合の就職奨励で1人100千円を計上しました。

その下の◎小中学校情報機器整備事業につきましては、校務用端末機を役場の機器更新に伴い更新するため、小中学校情報機器設定業務6,237千円が増となります。その4つ下のライセンス利用料は、校務用機器端末更新に伴うマイクロソフトライセンス利用料が新規となります。備品購入費につきましては、校務支援システムの出退勤管理機能利用に際し、出退勤をカードリーダーによる読取りで行うための機器代です。なお、校務端末更新に伴います備品購入費につきましては、北海道備荒資金組合資金を活用することとなり元金返済は、令和7年度からの償還となります。その下の備荒資金組合防災資機材譲渡代金につきましては、令和6年度に借り入れする校務用端末更新に伴う端末の整備の利子31千円です。

一番下の事業 ◎義務教育学校整備事業 義務教育学校町内産杉材利用業務は、過日、円山の月形スギ保護林のスギを空知森林管理署が間伐をしたところです。その間伐木を今年度国から購入し、義務教育学校の建設の際に記念となるモニュメントなどを設置する予定です。令和6年度は、その間伐木の運搬・管理費用を計上しました。本年度義務教育学

校の基本設計を終え、来年度は実施設計に入ります。その義務教育学校実施設計業務として90,876千円を計上しました。義務教育学校基本設計（案）につきましては、議案第4号で説明します。

64ページ 2項1目学校管理費 ◎小学校管理経費 消耗品費は令和5年度検定を受けた改訂教科書の小学校教師用指導書の購入費用です。4つ下の月形小学校管理関係業務の増、その下の諸車賃借料は、バス代の借上料が大幅に高騰したことにより増となります。備品購入費は、義務備品で地図掛図、一般備品で児童用椅子などを購入予定です。

66ページ 3項1目学校管理費 ◎中学校管理経費 中学校管理関係業務、諸車賃借料は小学校と同様に増、備品購入費は、義務備品で体育授業用備品、一般備品でレーザープリンターなどを計上しました。

4項1目社会教育総務費 ◎社会教育推進事業 会計年度任用職員は社会教育指導員と教育委員会にいます事務補助員に係る経費です。報酬等の増は、社会教育指導員の報酬につきましては、他の自治体の同様職を参考に見直させていただき増額するものです。この報酬見直しと事務補助員の報酬増に伴う社会保険料等の増額、勤勉手当の支給開始によるものです。

69ページ 補助金では、各文化団体等全国全道大会参加を実績に併せ200千円としました。なお、この全国・全道大会参加経費助成については、ピアノコンクールが多くの主催団体により開催されるため、1人の児童が何度も全国全道大会に出場している状況にあり、上限等を設けることを検討中です。

◎少年教育事業では、子どもチャレンジ教室講師謝礼については、アフタースクール事業に小学生向けのパソコンプログラム教室を実施します。なお、この教室の講師は以前月形中学校にいた先生で、現在群馬大学教授をされている方が担当をしてくれることで準備をしています。補助金で青少年健全育成事業は、海外派遣者を3名は変わらず、それ以外の500千円の減、子ども会育成連絡協議会につきましては、昨年、大変好評でした つきがたデザインが企画運営してくれた中学生リーダー研修会事業は子ども会育成連絡協議会事業として行われ、増額するものです。

◎成人教育事業 一番下の諸車賃借料につきましては、ふれあい大学の登下校等のバスの借上げ料が増額となります。

◎図書教育事業 会計年度任用職員報酬の増額に伴う社会保険料等が増と勤勉手当の支給による増です。

70ページ 2目社会教育施設費 ◎図書館管理経費は、備品購入費でエアコン設置による増です。

◎陶芸教室管理経費は、樺会解散に伴い燃料費・光熱水費・修繕料は見込んでおりません。

◎博物館管理経費につきましては、会計年度任用職員の博物館解説員の報酬等の増と勤勉手当支給により増となりますが、光熱水費の電気料で照明のLED化や間引き照明によ

り減、修繕料は本年度大きな修繕がないことから、全体としては減額となりました。

◎博物館整備事業 工事請負費で博物館の空調機器工事を実施したいと考えています。博物館の空調設備の改修については、令和3年度にまだ博物館が企画振興課で管理されていた際、ヒートポンプにより冷暖房を賄う計画で、キュービクルの更新も要することから1億円に上る費用となることから、断念をした経緯があります。今回は、ヒートポンプ方式は採用せず電力を抑え、現行キュービクルの能力対応できる冷暖房設備を各階に設置するものです。

70ページ 5項1目保健体育総務費 ◎保健体育推進事業の減額の要因は、スポーツ教室講師謝礼では、昨年採用となりました健康運動指導職を指導するための各運動教室の指導者謝礼の減によるものです。

72ページ 2目体育施設費 ◎体育施設管理経費 修繕料はプール濾過装置取替と野球場コンクリートフェンス修繕の実施により増、体育施設管理業務では委託料野球場グラウンド整備で増、備品購入費では、総合体育館の除雪機、事務室のエアコン設置で増となっています。

令和6年度は、◎体育施設整備事業はありません。

3目学校給食費 ◎学校給食経費 調理員、事務員、施設管理員12名の会計年度任用職員報酬等にかかる経費です。ベースアップに伴う報酬の増額とそれに伴う社会保険料等の増額、学校教育振興事業で説明したとおり、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなりますので、大きく増額となっております。食料費161千円を計上していますが、これはスクールランチの試食会を実施したいと考えています。まずは、スクールランチとはどういったものか、学校給食に変え得るものなのか、児童生徒・保護者・教職員、教育委員の皆さんにも試食に加わっていただきたいと考えています。

75ページ牛乳用保管用冷蔵庫賃借料は、学校の牛乳用の冷蔵庫を義務教育学校建設を踏まえ購入せずリースで対応するものです。備品購入費は、センターの業務用冷蔵庫を更新するものです。

歳出は以上のとおりです。

つづいて歳入です。

14ページ 13款1項6目教育使用料、18ページ 14款2項4目教育費国庫補助金は説明欄のとおりです。

20ページ 16款1項1目財産貸付収入 2節建物貸付収入 教員住宅貸付料、2目利子及び配当金 青少年健全育成基金利子、22ページ17款1項4目教育寄付金 1節教育総務費寄付金 2節社会教育寄付金 青少年健全育成基金寄付金は、令和5年度と同額です。

24ページ18款1項3目 青少年健全育成基金繰入金は、英検合格者の海外派遣への繰り入れで3人分は令和5年度と同額、以外分を200千円減額としました。

28ページ 20款5項4目給食事業収入 1節学校給食費につきましては、学校給食

の無償化に伴い減です。

5目雑入は、29、31ページのとおりです。

32ページ 21款1項6目教育債 1節教育総務債は、人づくり振興事業で4,600千円、義務教育学校整備事業で95,300千円を借り入れします。

6ページ 第2表債務負担行為 2番目の令和6年度北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業 69,981千円の中に小中学校校務用端末購入費17,160千円が含まれます。役場用の機器更新と併せて貸付を受けます。第3表地方債 7ページの最後人づくり振興事業、義務教育学校整備事業は、今ほど歳入町債の説明のとおりです。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は本案のとおり可決することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第3号は意義がないものとして月形町長へ報告します。つづきまして、議案第4号 月形町義務教育学校基本設計(案)についてを議題といたします。

上葛主幹説明願います。

○ 上葛主幹 議案第4号 月形町義務教育学校基本設計(案)についてをご説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

議案第4号 月形町義務教育学校基本設計(案)について月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則(平成13年月形町教育委員会規則第4号)第2条第1号の規定により月形町義務教育学校基本設計(案)について教育委員会の意見を求めるものです。

本日の提出です。

別冊11ページをお開きください。

資料につきましては、A3版の「月形町義務教育学校基本設計(案)概要版」と書かれたもの、同じくA3版で「別添資料1」と書かれたもの、その他A4判の参考資料1及び厚手の参考資料2、全部で4つとなっております。

義務教育学校の基本設計につきましては、令和５年２月に策定した基本構想を実現すべく、同年４月より公募型プロポーザルにより設計事業者の募集を開始しました。

新しい学校という特殊な建物建設のため、設計業務にあたりましては「柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する者の中から、最も適切な設計者を選定すること」が重要と考え、公募型プロポーザルにより行い、応募要件を満たした３者の中から、プレゼンテーションやヒアリングなどを経て、現在の設計事業者である株式会社ドーコンを選定しています。

基本設計にあたりましては、設計事業者だけでなく、関係者等から多様な意見を取り入れる必要があります。

１０月には、児童・生徒、こども園・小学校・中学校の保護者、教職員、開校準備委員会委員を対象に「新しい学校へのアンケート調査」を実施し、子どもたちが新しい学校に求めるイメージなどを集約しました。

そのアンケート調査結果を基に、同年１０月より開校準備委員会のメンバーを中心としたワークショップ形式による協議を開始し、本年２月まで４回に渡り、毎回、長時間に渡る会議を重ねています。

併せて、学校現場からの意見として、学校の全教職員で組織する開校準備委員会教育課程編成部会からも多くの意見をいただきました。ワークショップと同部会の意見を合わせ、２７０件以上の意見について、一つひとつ検討を重ね、提案図面の修正を繰り返しながら現在に至っております。

なお、意見の一覧につきましては、別添資料１のとおりとなっております。

今回の新しい学校建設における基本的な考え方としましては、参考資料１の国の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」がベースとなっております。

参考資料１の１頁下段の方に色付きの○で囲まれた「学び」から「環境」まで５つあり、「共創」では、地域の人たちとの活動・交流拠点の創出、公共施設等との複合化・共用化についても記載されています。同じく「安全」では、避難所としての防災機能、「環境」ではＺＥＢや木材利用についても記載されています。

昨年２月に策定した義務教育学校基本構想につきましては、既にこれらの考え方を盛り込んで策定しております。改めて、現在の学校建設につきましては、このような国の方向性を踏まえているということについて、ご理解いただければと思います。

外部の関係機関との協議と並行して、役場庁内でも義務教育学校整備等庁内検討会議を組織し、令和４年度からこれまで計８回、関係課題について協議・調整を行っております。本提案図面につきましては、２月１９日に役場全体の重要施策等を審議する庁議という会議において了承いただいたところです。

続きまして、基本設計（案）【概要版】になります。先にご説明させていただきましたとおり基本構想を実現すべく作成しています。

１ページには、「テーマ」、「コンセプト」を記載しています。

左側の色付きのテーマにつきましては、一つ目として、自発的な学びや多様な学びへの対応、居場所づくりなど、「月形の子どもたちがのびのびと学習や活動できる学校」

二つ目は、地域開放など、月形町で生まれた子どもたちが世代を超えて交流できるような「月形の町民が集まり学べる学校」

三つ目は、月形町の未来に向けたまちづくりに役立つような「月形の未来へつながるあたらしい顔となる学校」の3つをテーマとして掲げています。

右側の「建物のコンセプト」につきましては、「3層吹き抜けによる広々とした学校エリア」、「地域開放エリアと学校エリアの明確なゾーニング計画」、「教育プログラムに適した教室配置」の3つを掲げています。

「地域開放のコンセプト」については、「常時地域に開放する地域交流ホールとメディアセンター」、「授業のない時間や放課後・休日に開放する特別教室とサブアリーナ」、「放課後・休日に開放するアリーナ」の3つを掲げています。

地域開放の部分につきましては、まだまだ運用面等において検討すべき課題もありますので、学校開校当初からこれらの機能を最大限に活用できない可能性もあります。しかし、学校建設後にこれらの機能が必要になったからといって、改めて施設改修をするということは困難ですので、現在の基本設計の段階から、将来を見据えた必要な施設整備を計画しておくことが重要と考えているところです。

実際の運用方法につきましては、今後、先進事例なども参考にしながら検討を進めていきたいと考えています。

2ページにつきましては、基本設計に係るこれまでの協議経過となります。開校準備委員会を中心として協議を進めています。開校準備委員会の全体会議を6回、うち4回につきまして基本設計に係るワークショップを実施しています。また、事前に安平町早来学園への視察も行っています。

3ページにつきましては、「配置計画」になります。

現在の月形中学校の裏の敷地へ建設を計画しています。既存のグラウンドをそのまま使用できること、学校給食センターや学童保育など今後の整備計画のある建物の敷地を確保できること、建物を北側に配置することにより日当りや学校活動・通学児童生徒の見通しや見守りを確保できることなどのメリットがあります。現在の校舎裏の限られた敷地ではありますが、鉄筋コンクリート3階建ての建物として計画しています。

また、バスロータリーや駐車場の位置にも配慮し、歩行者と車両の動線が交錯しないよう、歩車分離の考え方により児童生徒の安全性を高めています。

全体としましては、昨年2月に策定した義務教育学校基本構想に基づき、環境に配慮したできるだけコンパクトな施設としています。

4ページ・5ページになります。

先ほどのとおり、全体としては、コンパクトな施設としています。教室は通常よりも一回り小さく、理科室・音楽室などの特別教室も各1室とし、小学校と中学校で共用する形

をとっています。その中でも、多目的スペースやDENの設置、ICT環境の充実、サブアリーナの設置など、子どもたちの様々な学びへの対応や居場所づくりにも配慮しています。

少し頁が飛びますが、9ページをお開きください。

地域開放の考え方を記載しています。現在の地域開放計画としましては、黄色のメディアセンターを地域住民へ常時開放する計画としています。青色や緑色の部分については、学校で使用しない場合に限り、住民が利用できる計画としています。特にアリーナ部分につきましては、夜間などアリーナ部分のみで地域開放可能な計画としています。

先ほどの参考資料1の国の方向性のとおり、活動・交流拠点の創出、公共施設の複合化・共用化など、地域住民の方が利用できる仕組みや避難所としての役割なども機能として備えており、学校機能だけでなく、将来のまちづくりに役立つ施設を目指したものとなっています。

6ページに戻ります。

6ページには立面計画、外部仕上計画を掲載しています。7頁には鳥瞰図を掲載しています。

校舎と体育館が一体となったコンパクトでまとまりのある外観となっています。

また、環境への配慮や今後のランニングコストの抑制、利用者の快適な室内環境の実現などを目的として、ZEB Ready基準の建築を計画しています。

8ページになります。

「内装仕上計画」については、木材の利用とメンテナンス性に優れた利用しやすい内装仕上げを計画しています。

また、1890年に樺戸集治監の収容者が植えたとされる、「北限の杉林」とも呼ばれた国

有林の間伐材を森林管理署から一部譲り受け、新しい学校に活用したいと考えています。使用部位については、今後、検討していきます。

10ページになります。建て替えのおおまかなスケジュールになります。

令和7・8年度で現在の中学校校舎裏に新校舎を建設し、9年度の学校開校後、旧校舎の解体と外構工事を行う計画としています。

11ページになります。

概算工事費につきましては、延床面積を約5,500㎡として、建物部分のみで約35億円となっています。

なお、外構工事や旧校舎の解体費等は含んでいません。また、令和6年度の実施設計において地質調査を行いますので、調査結果によって杭や基礎工事費などについて増減する可能性があります。

事業費負担の基本的な考え方につきましては、「参考資料2」の30ページのとおりとなります。国庫補助55%、残りは地方債を活用し交付税の財源措置を27%受け、実質

負担18%となっています。

対象外経費や外構などもあるため、このままの数値ということではありませんが、今回の学校建設で活用する補助及び財政計画につきましては、おおむねこのような考え方で進んでおります。

令和4年の義務教育学校設置方針決定から社会情勢は大きく変化しており、ウクライナの軍事侵攻を契機とした物価高騰、建設労働者の週休2日制導入、北海道新幹線やラピダス等の建設工事の集中など、ここ数年で建設費は大きく増加しています。

ただ、そのような中であっても、今後、建設費は上がっても下がることは予測しづらい状況にあり、国庫補助につきましても、今後、学級数が減少することなどにより、現在想定しているような有利で高い補助メニューを活用できなくなる可能性もあります。

また、教育の本質的な部分では、この後、遠くないうちに複式学級も予測され、学校活動に必要な集団規模を確保できなくなることによる活動制限も猶予のない問題であり、これまでの小学校の学校統合と同様の状況が、小学校と中学校の間でも必要になっている状況に変わりはないと考えられます。

今回の義務教育学校の設置において、事業費を理由とした延期のメリットよりも、逆に延期したことによるデメリットの方が多いのではないかと考えているところです。

この辺りの状況は、参考資料2のとおり、義務教育学校設置の方針を決定した義務教育学校設置審議会の審議資料から変わっていないものと考えておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

今後の予定としましては、本日審議をいただき、来週28日（水）に総合教育会議を開催し、3月上旬にパブリックコメントを行いたいと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は本案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第4号は本案のとおり可決されました。つづきまして、議案第5号 月形町教育委員会教育長の営利企業等への従事についてを議題といたします。

五十嵐教育次長説明願います。

- **五十嵐教育次長** 議案第 5 号 月形町教育委員会教育長の営利企業等への従事について地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 7 項の規定により、月形町教育委員会教育長の営利企業等への従事について、教育委員会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

議案書 14 ページをお開きください。

古谷教育長は、現在、月形刑務所視察委員会委員に従事していますが、来年度においても町から同委員の推薦されました。この委員の従事に際しては、月額報酬 18,200 円が支給されることから教育委員会の議決を要するものです。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 5 号は本案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第 5 号は本案のとおり可決されました。つづきまして、報告第 1 号 臨時代理の報告について（月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について）を議題といたします。

五十嵐次長、説明願います。

- **五十嵐教育次長** 報告第 1 号 臨時代理の報告について（月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について）をご説明します。

議案書 15 ページをお開きください。

報告第 1 号 臨時代理の報告について（月形町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について）月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則（平成 13 年月形町教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定より、別紙のとおり臨時代理をしたので、同規則第 6 条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

本日の提出です。

本日配りました同規程の新旧対照表をご覧ください。

現在、教職員の出退勤の管理は、校務支援システムにより実施されていますが、改正前の第4条（出勤簿の押印）では、出勤簿に押印しなければならないと規程をされており、それを改正後は、表題を（出勤簿の押印又は記録等）に改め、校務支援システムにその時刻を入力しなければならないと改正し、更に同条第2項で市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する以外の職員は、出勤簿に押印しなければならないとしました。この以外の職員とは、正規な教職員以外の時間講師等の臨時職員で、そうした職員は、校務支援システムの貸与をされていないことから、引き続き出勤簿に押印することを規定したものです。

その他の改正については、月形町立学校管理規則からの引用条数が、同規則改正後にこの規程の改正がされないでいたことにより、今回の改正に併せて改正を行いました。

以上、報告第1号についてご説明いたしました。ご承認いただきますようお願いいたします。

○ **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○ **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって報告第1号は本案のとおり承認されました。つづきまして、報告第2号 令和5年度月形町一般会計予算（第8号）教育関係予算についてを議題とします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ **五十嵐教育次長** 報告第2号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）教育関係予算についてをご説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

報告第2号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）教育関係予算について  
令和5年度月形町一般会計補正予算（第8号）教育関係予算について、議決されたのでこれを報告するものです。

本日の提出です。

補正予算書は別冊となります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正によります。

6ページをお開きください。先ほど可決いただきました補正予算第9号と前後してしまいましたが、ご了承願います。

歳出10款5項3目学校給食費についてご説明します。

予算額としては、変更ありません。昨年6月の第2回定例会の一般会計補正予算第2号で学校給食の無償化が可決され、その際の財源を学校給食賄材料納付金から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源振替をしたのですが、本年1月の本年第1回臨時会において、さらに財源を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に振替えるものです。

振替の金額は、児童生徒の給食代6,097千円です。

以上、報告第2号についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第2号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第2号は本案のとおり承認されました。つづきまして、報告第3号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年12月分・令和6年度1月分・2月分)議題とします。

五十嵐教育次長、説明願います。

○ 五十嵐教育次長 報告第3号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年12月分・令和6年度1月分・2月分)についてをご説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

報告第2号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年12月分・令和6年度1月分・2月分)について

令和5年12月分・令和6年度1月分・2月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 12 ページをご覧ください。

3 月とも令和 5 年 11 月と変更はなく、小学校が 70 名、中学校が 51 名、計 121 名となります。

以上、報告第 3 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

○ 古谷教育長 お諮りします。報告第 3 号は報告のとおり承認することにしたいと思います。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第 3 号は報告のとおり承認されました。

○ 古谷教育長 以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和 6 年第 1 回月形町教育委員会を閉会します。

(午後 4 時 41 分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 3 月 4 日

教 育 長      古 谷 秀 樹